

四日市市告示第119号

四日市市求職者資格取得助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年 3月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市求職者資格取得助成金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市求職者資格取得助成金交付要綱（平成21年四日市市告示第286号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前																																			
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>平成33年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった補助金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。</p>				<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>平成31年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった補助金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。</p>																																			
<p>別表第1(第2条関係)取得希望資格・免許ごとの認定条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取得希望資格・免許</th> <th>必要免許</th> <th>運転経歴</th> <th>年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フォークリフト運転技能者講習修了資格</td> <td>特になし</td> <td>特になし</td> <td>満18歳以上</td> </tr> <tr> <td><u>玉掛け技能講習修了資格</u></td> <td><u>特になし</u></td> <td><u>特になし</u></td> <td><u>満18歳以上</u></td> </tr> <tr> <td><u>小型移動式クレーン運転技能講習修了資格</u></td> <td><u>特になし</u></td> <td><u>特になし</u></td> <td><u>満18歳以上</u></td> </tr> <tr> <td>介護職員初任者研修課程</td> <td>特になし</td> <td>-----</td> <td>特になし</td> </tr> </tbody> </table>				取得希望資格・免許	必要免許	運転経歴	年齢	フォークリフト運転技能者講習修了資格	特になし	特になし	満18歳以上	<u>玉掛け技能講習修了資格</u>	<u>特になし</u>	<u>特になし</u>	<u>満18歳以上</u>	<u>小型移動式クレーン運転技能講習修了資格</u>	<u>特になし</u>	<u>特になし</u>	<u>満18歳以上</u>	介護職員初任者研修課程	特になし	-----	特になし	<p>別表第1(第2条関係)取得希望資格・免許ごとの認定条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取得希望資格・免許</th> <th>必要免許</th> <th>運転経歴</th> <th>年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フォークリフト運転技能者講習修了資格</td> <td>特になし</td> <td>特になし</td> <td>満18歳以上</td> </tr> <tr> <td>介護職員初任者研修課程</td> <td>特になし</td> <td>-----</td> <td>特になし</td> </tr> </tbody> </table>				取得希望資格・免許	必要免許	運転経歴	年齢	フォークリフト運転技能者講習修了資格	特になし	特になし	満18歳以上	介護職員初任者研修課程	特になし	-----	特になし
取得希望資格・免許	必要免許	運転経歴	年齢																																				
フォークリフト運転技能者講習修了資格	特になし	特になし	満18歳以上																																				
<u>玉掛け技能講習修了資格</u>	<u>特になし</u>	<u>特になし</u>	<u>満18歳以上</u>																																				
<u>小型移動式クレーン運転技能講習修了資格</u>	<u>特になし</u>	<u>特になし</u>	<u>満18歳以上</u>																																				
介護職員初任者研修課程	特になし	-----	特になし																																				
取得希望資格・免許	必要免許	運転経歴	年齢																																				
フォークリフト運転技能者講習修了資格	特になし	特になし	満18歳以上																																				
介護職員初任者研修課程	特になし	-----	特になし																																				

別表第2(第4条関係)助成対象資格・免許と支給額

対象資格・免許	助成額	上限額
フォークリフト運転技能者講習修了資格	受講料のうち自己負担額の2分の1	2万円
玉掛け技能講習修了資格	受講料のうち自己負担額の2分の1	2万円
小型移動式クレーン運転技能講習修了資格	受講料のうち自己負担額の2分の1	2万円
介護職員初任者研修課程	受講料のうち自己負担額の2分の1	4万円

※ 助成額は円未満切捨て

※ 自己負担額とは、受講料から当該受講料について国又は県など他の公共団体から受けることができる助成金の額を除いた額をいう

別表第3(第5条・第8条関係)必要書類

申請書	添付書類
交付申請書(第1号様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申告書(第1号様式続紙) ・ 住所、年齢が証明できるものの写し(運転免許証、健康保険証等) ・ <u>ハローワークカード</u>若しくは雇用保険受給資格者証の写し又はハロー

別表第2(第4条関係)助成対象資格・免許と支給額

対象資格・免許	助成額	上限額
フォークリフト運転技能者講習修了資格	受講料のうち自己負担額の2分の1	2万円
介護職員初任者研修課程	受講料のうち自己負担額の2分の1	4万円

※ 助成額は円未満切捨て

※ 自己負担額とは、受講料から当該受講料について国又は県など他の公共団体から受けることができる助成金の額を除いた額をいう

別表第3(第5条・第8条関係)必要書類

申請書	添付書類
交付申請書(第1号様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申告書(第1号様式続紙) ・ 住所、年齢が証明できるものの写し(運転免許証、健康保険証等) ・ <u>求職受付表(ハローワークカード)</u>若しくは雇用保険受給資格者証

	ワーク就職活動記録証明願		の写し又はハローワーク就職活動記録証明願
実績報告書 (第6号様式)	<ul style="list-style-type: none"> 取得した「資格証」、「免許証」、「修了証明書」等の写し 受講費用に係る領収書の写し 	実績報告書 (第6号様式)	<ul style="list-style-type: none"> 取得した「資格証」、「免許証」、「修了証明書」等の写し 受講費用に係る領収書の写し

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(商工農水部商工課)